

加古川市後期高齢者歯科健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県後期高齢者医療広域連合健康診査実施協定書に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第125条第1項に規定する健康診査について、口腔機能低下や肺炎の疾病の予防を図ることを目的として市が実施する後期高齢者歯科健康診査（以下、「歯科健診」という。）に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 歯科健診を受けることができる者は、健診実施時点で加古川市の保険者番号を有する後期高齢者医療被保険者のうち、当該年度4月1日現在で満75歳・80歳である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年厚生労働省告示第3号）は、対象者から除く。

(実施機関)

第3条 この歯科健診を実施する機関は、一般社団法人播磨歯科医師会に属する、歯科健康診査業務を受託した歯科医療機関とする。

(歯科健康診査の内容)

第4条 歯科健診の内容は、次に掲げる項目とする。

(1) 歯科医師による検診

- ① 現在歯の状況（健全歯、処置歯、むし歯、欠損歯、欠損補綴歯）
- ② 歯肉の状況
- ③ 口腔清掃状態
- ④ 咬合の状況
- ⑤ 咀嚼能力
- ⑥ 嚥下機能
- ⑦ 判定

(2) 検診結果説明及び歯科相談、歯科指導

(実施期間等)

第5条 実施期間は、当該年度の2月末までとする。

2 歯科健診の実施については、原則として同一人について年1回行う。

(個人の負担金)

第6条 歯科健診の個人負担金については無料とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。